

第10期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書

1 業務名 第10期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定支援業務委託

2 業務の目的

業務は、高齢者の住み慣れた地域で「住まい」、「医療」、「介護」、「生活支援・介護予防」が包括的に提供される地域共生社会の実現を目指すため、介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画と、老人福祉法第20条の8第1項に基づく老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画としての高齢者福祉計画を同条第7項の規定により策定することを目的とする。なお、第10期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

3 履行期間

契約締結の日から令和9年3月31日までとする。

※令和8年10月に保険料の算定案を示すことが可能であること。

4 業務内容

第10期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画、認知症施策推進計画 策定の支援を行う。

【令和7年度業務】

- (1) ニーズ調査：標本数5,000件（調査票作成・編集作業・封入作業、データ入力・集計作業、報告書作成業務、各種統計データの収集等、地区別検討資料の作成、見える化システムデータの作成、打合せ会議等）※返信郵便料については、実費を委託料とする。
- (2) 在宅介護実態調査：標本数600件（調査票作成・編集）
- (3) 介護事業所調査（在宅介護改善調査・居所変更実態調査・介護人材実態調査）：
：標本数200件（調査票作成・編集）

【令和8年度業務】

- (1) 高齢者福祉・介護保険事業運営状況の分析・評価（既存資料の整理、介護保険サービスの利用実態及び給付費の状況把握・分析等、課題の整理）
- (2) 在宅介護実態調査等の集計・分析（回収した調査票の受領・データ入力・集計・分析、報告書作成）
- (3) 計画期間における日常生活圏域毎の要介護者等の基礎指標及び介護サービス等利用見込量等の推計
・基礎指標の推計（人口推計、被保険者の推計、要介護者等の推計、認知症高齢者の推計、性格（タイプ）別高齢者の推計）

- ・介護保険サービス等の利用見込量の推計（地域支援事業の見込量、介護予防給付事業の見込量、居宅サービスの見込量、施設サービスの見込量、地域密着型サービスの見込量、介護予防サービス、居宅サービス、施設サービス等の供給量、特別給付事業の見込量、高齢者福祉サービスの見込量）
- ・介護保険サービス費用、給付費、保険料の推計等（介護サービス費用、サービス給付費用、保険料）
- ・計画案及び計画概要版、調査結果報告書の作成（計画素案の作成、最終案の作成、計画書編集、計画書概要版編集、調査結果報告書編集）
- ・認知症施策に関する現状・課題を把握するための支援及び結果の取りまとめ、計画立案を行う伴走支援
- ・業務支援（パブリックコメントに関する資料の作成、策定委員会資料作成支援）

5 成果品

(1) 第10期山鹿市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

- ①計画書 印刷製本版（A4判、全頁カラー、約150頁程度）100部
- ②上記に係る電子データ 1部

(2) 調査結果報告書

- ①印刷（A4判、本文1色、簡易製本）30部
- ②上記に係る電子データ 1部

6 個人情報の取り扱い

(1) 守秘義務等

- ①受託者は、本業務に関し知り得た個人情報を第三者に開示又は漏洩してはならない。このことは、契約期間終了後又は契約解除後も同様とする。また、「別記 個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ②受託者は、プライバシーマークの取得またはISMSセキュリティマネジメントシステムの認証を受けているものとし、その写しを提出すること。

7 その他

(1) 再委託等の禁止

- ①受託者は、この仕様で示す業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。
- ②受託者は、この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面にて委託者の承諾を得なければならない。この場合において、受託者は業務に係る一切の責任を負うものとする。

(2) 本仕様書に定めのない事項、業務履行の過程において業務内容に疑義が生じた場合については、必要に応じ協議のうえ実施するものとする。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいい、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第9項に規定する特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務を実施するに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 受注者は、この契約による業務を行うために個人情報を収集するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 受注者は、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報の漏えい、滅失、毀損及び改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(業務実施場所の外への持出禁止)

第5条 受注者は、あらかじめ発注者の指示又は承諾があつた場合を除き、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者が自ら収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、業務実施場所の外へ持ち出してはならない。

(利用及び提供の制限)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による業務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記載された資料等を、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による業務を処理するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、第三者にその処理を委託してはならない。

(資料の返還等)

第9条 受注者は、この契約による業務を処理するために発注者から引き渡され、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者の明確化)

第10条 受注者は、この契約による業務に従事する者を明確にし、発注者から求めがあったときは、従事する者を発注者に報告しなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第11条 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、個人情報の適正な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

(従事者への周知)

第12条 受注者は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関して知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、契約の目的以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項及び山鹿市個人情報保護条例（平成19年山鹿市条例第27号）第54条又は55条の規定に該当した場合は、罰則の適用があることを周知するものとする。

(実地調査)

第13条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者がこの契約による業務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について随時実地に調査することができる。

(指示等)

第14条 発注者は、受注者がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故報告)

第15条 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(契約の解除及び損害賠償)

第16条 発注者は、次のいずれかに該当するときは、この契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

- (1) この契約による業務を処理するために受注者又は再受託者等が取り扱う個人情報について、受注者又は再受託者等の責に帰すべき理由により個人情報の紛失、漏えい、滅失、毀損及び改ざん等の事故が発生したとき。
- (2) 前号に掲げる事項のほか、この特記事項に違反し、この契約による業務の目的を達成することができないと認められるとき。